

旅行会社による独占禁止法（不当な取引制限の禁止）違反の認定をうけて【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 石川 聡一郎

1. ステークホルダーの信頼や期待を裏切る不正行為は、許されない

5月30日公正取引委員会より、旅行会社5社に対して、独占禁止法（不当な取引制限の禁止）違反が認定され、うち4社に対して排除措置命令が発せられた。これは青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、旅行会社5社が、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限していたものである。今回の事案は、明らかとなった事実関係から、法解釈はもとより弁明の余地はなく、また行政による入札案件につき、当該行政のみならず、地域住民など多くのステークホルダーの信頼や期待を裏切る不正行為であり、断じて許されるものではない。

2. 二度と同じ過ちを繰り返さないよう、コンプライアンスの徹底を

サービス・ツーリズム産業では、ここ数年コンプライアンスに抵触する様々な事案が発覚している。コロナ禍を脱し、本格的に需要が回復する中において、コンプライアンスに基づいた営業活動をおこなっていくことの重要性は、言うまでもない。産業として、一連の事案を重く受け止め、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、コンプライアンスの徹底をはかり、社会からの信頼回復にむけ、努めなければならない。

3. 産業の持続的な発展と地位向上にむけて、経営のチェック・牽制機能を果たす

労働組合には、企業に対置する存在として、経営のチェック・牽制機能の役割がある。サービス連合は、これまでも健全な労使関係のもと、緊張感をもって協議をおこない、産業の健全な発展にむけて、加盟組合と一体となって取り組んできた。

一連の事案を注視するとともに、産業の持続的な発展と地位向上にむけて、労働組合として、従業員に不正行為を起こさせない職場および企業の風土醸成に、引き続き取り組む。

以上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>